

2022年3月11日

学校法人工学院大学ガバナンス・コード適合状況について

学校法人工学院大学
常勤監事付部長

2021年9月17日付で学校法人工学院大学ガバナンス・コードが制定されました。本学園が加盟する日本私立大学協会が制定した『日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>』に準拠するものであり、『主体性を重んじ、公共性を高める自律的なガバナンスの確保』が求められています。日本私立大学協会憲章のガバナンス・コードは学校法人の運営上の基本を示すガイドラインであるため、各大学の実情に応じ実行できるコードに改定していくことが求められます。

この度、2021年9月17日付で制定された学校法人工学院大学ガバナンス・コードについての適合状況について検証を行いました。規程の整備状況、実施状況及び公表の有無など確認をした結果、詳細項目では一部改善が必要とされる事象があるものの、大項目における内容については適合しているという結果になりました。しかし、個々の項目は現体制についてガバナンス体制が確保できているかを検証するものであり、有効性や継続性を保証するものではありません。ガバナンス・コードについては社会的説明責任を果たすことを主な目的にしたものなのか、さらに進んで建学の精神に基づく特色を活かし、実効性の伴う主体的な運営について評価を伴うものとするかについて検討して行く必要があります。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況
1-1 建学の精神	○
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況
2-1 理事会	○
2-2 理事	○
2-3 監事	○
2-4 評議員会	○
2-5 評議員	○
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況
3-1 学長	○
3-2 教授会	○
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況
4-1 学生に対して	○
4-2 教職員に対して	○
4-3 社会に対して	○
4-4 危機管理及び法令遵守	○
第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況
5-1 情報公開の充実	○